



保育施設等を利用したい場合 < 2号・3号認定 >

利用の流れ

1

市町村に
「保育の必要性」の
認定を申請します

※利用希望の申込み(3)も
同時にできます。

2

市町村から
認定証が
交付されます

(2号認定・3号認定)

3

保育施設等の
利用希望の
申込みをします

(希望する施設名などを記載)
※認定の申請(1)と同時にできます。

4

申請者の希望、
保育施設等の状況など
により、市町村が
利用調整をします

※保育を必要とするお子さん(2号・3号認定)の
場合、必要に応じ、市町村が利用可能な
保育施設等のあっせんなどします。

5

利用先の
決定後、
契約となります

●認定の事由・必要な時間・有効期間は必ず確認しましょう！

平成27年度の主な変更点：求職活動を理由とした保育認定の有効期間が90日となっています。
現在求職活動中の場合は「求職活動報告書兼申立書」を提出しましょう。

【保育所等の利用希望の申込みのポイント】



- ・利用申込みは利用希望月の前月5日が締切です！
必要書類は原則として全てそろわなければ受付してもらえません。
締切を過ぎると手続きが1ヶ月遅れます。
- ・希望施設はなるべくたくさん書こう！
申請書の記入欄は4つですが、制限はなく、欄外を利用してかまいません。
利用可能な施設はすべて書いておきましょう！
- ・希望施設の事前連絡・見学をオススメします！
教育・保育方針や施設の特徴、立地や送迎時間など、本当に自身の状況やお子さんに
合った施設か把握した上で希望施設を決めましょう！

●地域型保育施設(事業)のスタートにより、0~2歳の保育の場が広がっています！

待機児童の多い3歳未満児の保育を増やすため、「小規模保育事業」の認可が始まっています。
「小規模保育事業」：0~2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の施設で保育を行う事業
保育施設等と同じ保育料での利用が可能です。

●保育施設の入受状況が、市のホームページから確認できるようになりました！

毎月25日現在の市内保育施設の入受状況一覧が、市のホームページに掲載されるようになりました。
各施設の年齢別の空き状況が確認できるので、利用を検討されている方はぜひチェックしてみてください！

●お問い合わせ先●

新制度全般に関すること	こども青少年局 こども政策課	06-6489-6341
幼稚園等に関すること (1号認定)	◇教育委員会事務局 学校教育部 学務課 ◇各幼稚園・認定こども園	06-6489-6738
公立幼稚園の一時預かり保育 に関すること	◇教育委員会事務局 管理部 幼稚園教育振興担当 ◇各公立幼稚園	06-6489-6711
保育施設等に関すること (2号・3号認定)	◇こども青少年局 こども入所支援担当 ◇各保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設	06-6489-6369

